

議会議案第14号

事務処理の適正な執行を求める決議について

事務処理の適正な執行を求めることに関し、次のとおり決議する。

平成26年3月28日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長

三宅真里

事務処理の適正な執行を求める決議

ふるさと雇用再生特別基金事業において、平成22年度から平成23年度にかけて実施された、観光資源創出活用事業に係る市の事務処理の執行に関しては、前任期に引き続き今任期においても、事務処理の執行に対する疑義の調査・究明を求めるといった要旨の陳情が提出されており、付託された観光厚生常任委員会で継続審査となっている。

平成25年9月定例会の観光厚生常任委員会において、これら継続審査となっている陳情の理由にある疑義に関して、一部委員から、改めて調査すべきとの発言があり、調査することについて全会一致となったため、平成25年11月28日、12月26日、本年2月4日及び3月17日の延べ4回にわたって観光厚生常任委員会協議会を開き、陳情の理由にある疑義及び各委員から出された疑義について17項目に整理し、それらの項目に対し、原局質疑及び各委員からの資料提供などを通じて調査を進めてきた。

調査した結果、今後の市の事務処理の適正な執行を求めることについて、観光厚生常任委員会協議会で一致した意見について、次のとおり申し述べる。

まず、契約に関しては、参考見積書を一者しか徴取しなかったこと、プロポーザル期間が平成22年度は8月11日から18日、平成23年度は4月20日から25日と短期間であったこと、さらに、プロポーザル選定委員会の採点表の回収について、採点表をその場で回収せず持ち帰り翌日回収とした点についても問題がある。今後は、特定業者に有利と思われるような方法により、不正の疑いを持たれないよう透明性を持った方法に改善すべきと指摘する。

また、契約書上にある勤務日報について、担当原局は出勤簿で勤務内容を判断できるとの見解であったが、成果品の検収及び費用対効果の検証をする上で、誰がいつどこに行きどういう調査をしたかといった勤務実態を把握する勤務日報は必要であったと判断する。契約書にうたった勤務日報の提出を求めなかったチェック体制の甘さを指摘する。今後は、契約書にのっとり事務処理の執行を強く求めるものである。

次に、検収方法に関しては、本事業に対する目的や成果品の内容について、成果品には観光ルートとして不適当なポイントや、現地に行かなくても書けるような簡易な調査内容が散見され、担当原局が成果品をきちんと精査し検収されているとは言いがたく、まず事業の目的を明確にすることは言うまでもなく、勤務日報や精算書等、必要な書類を用いて適正に検収できる体制をとるよう指摘する。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の募集に関しては、担当原局の報告によると、ハローワークを通じた求人を基本とするよう県の実施要領において定められているとのことであるが、雇用創出に係る事業の実施にあたっては、本市における雇用の継続という観点で、求人方法に関しては、市は広く周知を図るとともに、雇用の選定基準を明確化すべきであると指摘する。

その他、見積書におけるコンサルタント等人件費の価格検証は難しい面があるものの、担当原局が適正に積算根拠の確認及び金額の妥当性を判断しているとは言いがたく、経営感覚を持った価格検証は当然すべきであるということ、本事業の成果品が委託業者の宣伝物になっていること、本事業の疑義に関して内部告発と思われるメールが一部議員に届いているということ、精算書等の要求した資料の提出を業者に求めないということの疑義に対し、会計実地検査で問題がないということで担当原局は問題視していないこと、及び平成23年度のプロポーザルの公募条件に旅行業登録業者であることとされているものの、実際応募してきた業者は登録を抹消されていたことが明らかになり、応募資格の確認がずさんであったことなど、本事業の執行に関しては、依然として問題点が多数あることを指摘する。

よって、以上申し述べた指摘事項に十分留意し、本市の観光事業を停滞させることなく、さらなる観光事業の発展のためにも、本事業における問題点に関して、改善すべき点は速やかに改善するとともに、関係者に事情聴取の上、さらに明らかになっていないもろもろの疑義解明を図り、事務処理の適正な執行を求めるものである。

以上、決議する。

平成26年3月28日

鎌 倉 市 議 会